

江戸時代における農民の家族構成

—比較分析の試み—

光 吉 利 之

1

家族は基礎的集団として複雑な諸属性をもつ。家族の構成形態は、その中で最も単純で客観的な側面をもつため、その内部構造—役割分担、権威構造など—や機能の分析に対して客観的な基準を準備するものとして、家族の社会学的研究においては基礎的な分析視角とみなされてきた。江戸時代の農民家族の構成は、主として、歴史学的研究を通じて漸次明らかにされつつあるが、本稿では、宗門改帳の分析を通じて、公簿上に現われた江戸期における農民家族の構成変化を明らかにするとともに、家族構成の歴史的变化の分析に対する社会学的アプローチに関して若干の示唆を得ることを目的としている。

分析の方法に関連する予備的事項として、とくに次の二点が考慮された。

一般に家族はその環境への適応と同調によって、さまざまに異った様態を示す。その構成形態も社会の文化的諸制度、社会・経済的諸条件によって規定され、これら諸前提の差異と変化に伴って、地域と時代において多様な変化を示す。したがって、さしあたって江戸時代の農民の家族構成は、まず、村落の存在形態との、またその内部的諸制度との相互規定的な関連において追求される必要がある。さらに、社会・経済的発展には地域による進行の遅速があり、家族構成の歴史的变化の分析には、この発展の相違という事態が極めて重要な意味をもってくる。したがって、このような地域的差異にもとづく比較分析の視角が必要である。¹⁾

第二は家族構成の類別の問題である。家族の分

類をどのように設定するかは、それぞれの使用目的によって決定されるが、家族形態の歴史的变化を明らかにするためには、家族の構成的形態の歴史的变化と各種形態の歴史的・制度的差異、すなわち、その歴史的意義とを一義的に明確にしうる分類基準の設定が必要である。というのは、家族形態の類別は家族の基本的な体制に基づく一般的形態と直ちに一致するものではないからである。²⁾ なぜなら家族構成は、同一の家族体制の下においてもその周期的な形態変化の段階によって異った形態をとりうる。たとえば、直系家族の制度の下でも、夫婦家族や拡大家族の形態が常態として存在しうる。したがって、一般に形の上では同一であっても、制度的な原則として出現する形態と周期的発達段階における過渡的な形態との論理的区別が必要である。しかし、家族構成の歴史的变化の分析には、単なる構成形態の変化とともに各種形態のもつ制度的意味の変化が明確にされねばならない。そのためには、森岡清美の提言にみられるように、制度的規定と家族構成の組合せによる分類基準の設定が必要であろう。³⁾ そこで森岡にしたがって、まず、家族形態の分類として、a、夫婦家族、b、世代家族、c、拡大家族の区分を行なう。aは核的家族であり、b、cはその複合形態とする。したがって、bは単数の有配偶子女の同居形態、cは複数の有配偶子女の同居形態である。さらに家族体制としてⅠ一代家族、Ⅱ直系家族、Ⅲ複合家族を設定し、これに構成上の分類を組合せて以下のように類型化する。

Ⅰ 一代家族。夫婦一代限りの家族体制。通常 a の形態をとる。b、c はその過渡的形態として出現する。

Ⅱ 直系家族。単数の有配偶子女の同居する体制、通常bの形態をとる。a, cはその過渡的形態として出現する。

Ⅲ 複合家族。複数の有配偶子女の同居する体制。通常cの形態をとる。a, bはその過渡的形態として出現する。

もっとも、これらの制度的類型間の推移は流動的であり、現実には截然と区別しうるものではない。また、これはほんらい通文化的な分類として構想されたものであるが、家族の形式的構成における歴史的变化と同時に、家族体制における変化をも明確にしうる点で、家族構成の歴史的变化の分析にとっても有効であると思われる。

以下、このような諸点を前提に、まず社会経済的發展の地域差を基準として、いわゆる先進地域と後進地域における江戸時代の家族構成の変化について比較分析を行なう。さらに、両地域より2つの村落を比較事例として選定し家族の存在形態と村落の性格との機能的連関を追求する。

2

元禄3年の秀吉による一世帯一戸の原則についての下知は、⁴⁾ それまで広汎に存在していた複合家族の分解を小農民自立化政策の一環として積極的に促進したものである。したがってそれは複合家族から直系家族への制度的転換の確認であったが、このような転換には事実上の家族構成における変化と村落の性格の変化の過程が対応していたことはいうまでもない。江戸初期には、すでに名主百姓系の有力農民を基盤とする夫役経営は、小農民の自立にともなって事実上の解体が進行中であり、新しい近世的村落体制への移行態勢をしめし、この過程に対応して、家族構成においても複合家族形態の解体、直系親属を中核とする小家族への事実上の転換がみられる。したがって、農民の家族構成に関しては、それ以後複合家族の分解がどの程度進展したかの問題になる。しかし、小農民自立の前提としては、それが独立の経営単位たることを可能にする社会・経済的条件の成熟がなければならない。したがって、その発展の地域差は複合家族分解の進行状況にも反映したものと

考えられる。

そこで、すでに一般に後進地域に属するとみなされている信越地方を中心とする地域と先進地域として畿内諸村をとり上げ、各地農村の家族構成に関する報告と若干の手持資料によって家族構成の比較を表示した(第1表)。問題の性質上、地域区分はかなり便宜的にならざるをえない。又サンプルが限定されるので、分布は必ずしも適切ではなく、したがって、同一地域内の条件の差異による特殊性を無視する危険からはまぬがれないが、一般的傾向を理解するために敢えて取上げた。なお、直接原史料について検討しえなかったものの中には、夫婦家族、世代家族の区別不明のものがあり、その場合は合計数を示した。⁴⁾

両地域を比較して、著しい差異のみられるのは次の諸点である。(1) 近世初頭の後進地域諸村では、夫婦家族、世代家族が多く、すでに直系家族への縮約傾向を明らかにしているが、同時代の先進地域と比較して有配偶傍系親属を包摂する大家族の出現率が高率であること、(2) 両地域とも、時代の下降とともに大家族の減少を示すが、後進地域には、なお若干残存すること。(3) 後進地域において大家族の減少がとくに顕著になる時期は、ほぼ元禄期であり、先進地域においてはそれがより早期にみられること、(4) 江戸期を通じて、両地域ともに、夫婦家族が多く、代りに世代家族が少ないことが注目される。

そこで、以上の諸点に関して、ややたち入った検討が必要である。

まず、近世初期の伊那谷諸村のうち、大南山村、虎岩村、八手村(天和2)においては、とくに有配偶傍系親属の包容率がきわだって高く、なかには6夫婦を有して大家族的な複雑さを示すものが存在するが、すでに古い形態から、かなりの変容を示す点も明らかにしている。大南山村では、傍系親属夫婦の居住が別棟であること、虎岩村、八手村についても同様であったと推定されているが、⁶⁾ さらに、虎岩村では、寛文当時において傍系親属は、ほぼ例外なく「分附地」としてではあるが、かなりの規模の用畑を所有していたことが確認されており、⁷⁾ これらの諸村がこの時期ですでにいわゆる初期本百姓経営の段階にあったこと

第1表 家族構成比較

		夫婦家族	世代家族	拡大家族	計
		戸		戸	戸
1	信州伊那郡大南山村 (正保2) 1645	31 (86.0)		5 (14.0)	36 (100)
2	〃 野沢村之内原村 (承応3) 1654	27 (96.4)		1 (3.6)	28 (100)
3	〃 虎岩村 (寛文5) 1665	27 (97.4)		7 (20.6)	34 (100)
4	〃 八手村 (天和2) 1682	27 (75.0)		9 (25.0)	36 (100)
	〃 〃 (元禄2) 1689	42 (91.3)		4 (8.7)	46 (100)
5	甲州北都留郡大垣外村 (享保4) 1719	34 (91.9)		3 (8.1)	37 (100)
6	〃 秋山一古沢村 (宝暦8) 1758	96 (99.0)		1 (1.0)	97 (100)
7	豆州内浦長浜村 (正保2) 1645	27 (79.4)	7 (20.6)	0 (0)	34 (100)
8	信濃国小県郡辰ノ口村 (享保20) 1735	52 (61.9)	28 (33.3)	4 (4.8)	84 (100)
	〃 〃 (宝暦8) 1758	46 (59.7)	22 (28.6)	9 (11.7)	77 (100)
	〃 〃 (天明2) 1782	61 (64.8)	29 (30.9)	4 (4.3)	94 (100)
	〃 〃 (文化2) 1805	54 (60.0)	31 (34.4)	5 (5.6)	90 (100)
	〃 〃 (文政4) 1821	65 (69.9)	24 (25.8)	4 (4.3)	93 (100)
	〃 〃 (弘化5) 1848	59 (70.2)	25 (29.8)	0 (0)	84 (100)
	〃 〃 (明治3) 1870	51 (61.4)	29 (34.9)	3 (3.7)	83 (100)
9	下総国相馬郡立木村 (文化1) 1804	95 (100)		0 (0)	95 (100)
10	出羽国田川郡朝丸村 (天保12) 1841	37 (97.4)		1 (2.6)	38 (100)
11	相模国足利下郡土肥鍛冶尾村 (慶応2) 1866	81 (98.8)		1 (1.2)	82 (100)
12	山梨県中巨摩郡田富村 (明治3) 1870	65 (100)		0 (0)	65 (100)
13	河内古市郡之内碓井村 (寛永21) 1644	27 (60.0)	17 (37.8)	1 (2.2)	45 (100)
14	近江国蒲生郡中野村 (承応3) 1654	68 (73.1)	8 (8.6)	17 (18.3)	93 (100)
	〃 〃 (万治2) 1659	86 (77.5)	9 (8.1)	16 (14.4)	111 (100)
	〃 〃 (寛文9) 1669	144 (90.0)	16 (10.0)	0 (0)	160 (100)
	〃 〃 (延宝5) 1677	133 (87.5)	12 (7.9)	7 (4.6)	152 (100)
	〃 〃 (元禄2) 1689	171 (98.3)	9 (1.7)	0 (0)	180 (100)
	〃 〃 (〃 9) 1696	175 (90.6)	14 (7.3)	4 (2.1)	193 (100)
15	摂州武庫郡上瓦林村 (寛文13) 1673	28 (70.0)	12 (30.0)	0 (0)	40 (100)
16	〃 三島郡吉志部村 (寛政5) 1793	23 (100)		0 (0)	23 (100)
17	河内石川郡山城村 (嘉永5) 1852	55 (83.3)	11 (16.7)	0 (0)	66 (100)
18	摂州住吉郡松原新田 (安政3) 1856	21 (100)		0 (0)	21 (100)
19	大和国十市郡新口村 (元治1) 1864	36 (100)		0 (0)	36 (100)
20	丹後国加佐郡北原村 (文化14) 1817	34 (65.4)	18 (34.6)	0 (0)	52 (100)
	〃 〃 (安政3) 1856	29 (54.7)	24 (45.3)	0 (0)	53 (100)
	〃 〃 (明治5) 1872	21 (42.9)	28 (57.1)	0 (0)	49 (100)

第2表—a 続柄別家族員数比較

	A	B	C	A+B+C	一戸平均 家族員数
	人	人	人	人	人
1 豆州内浦長浜村(正保2) 1645	133(65.5)	8(4.0)	62(30.5)	203(100)	6.0
2 信州伊那郡大南山村(正保2) 1645	149(42.7)	27(7.7)	173(49.6)	349(100)	12.5
3 〃 虎岩村(寛文5) 1665	112(48.7)	37(16.1)	81(35.2)	230(100)	6.8
4 〃 八手村(天和2) 1682	181(55.8)	54(16.7)	89(27.5)	324(100)	9.0
〃 〃 (元禄2) 1689	228(65.7)	24(6.9)	95(27.4)	347(100)	7.5
5 甲州北都留郡大外垣村(享保4) 1719	180(80.0)	32(14.2)	13(5.8)	225(100)	6.1
6 〃 〃 秋山一古沢村(宝暦8) 1758	426(88.6)	40(8.3)	15(3.1)	481(100)	5.0
7 武蔵国荏原郡衾村(慶応3) 1867	246(99.6)	1(0.4)	0(0)	247(100)	5.0
8 越後頸城郡大越村(明治3) 1870	115(63.9)	8(4.4)	57(31.7)	180(100)	6.9
9 河内国志紀郡太田村(寛永1) 1661	884(67.7)	83(6.3)	334(26.0)	1304(100)	7.8
〃 〃 (寛文11) 1671	1241(84.7)	42(2.8)	178(12.5)	1461(100)	5.3
〃 〃 (延宝5) 1677	1067(85.9)	26(2.0)	184(12.1)	1241(100)	5.0
〃 〃 (貞享1) 1684	1054(86.7)	27(2.2)	135(11.1)	1216(100)	5.0
〃 〃 (元禄7) 1694	1205(83.4)	61(4.2)	178(12.4)	1444(100)	5.8
10 〃 丹比郡更池村(延宝6) 1678	96(?)	5(?)	?	?(100)	?
〃 〃 (元禄3) 1690	115(83.4)	6(4.3)	17(12.3)	138(100)	3.0
〃 〃 (〃 15) 1702	111(73.5)	14(9.3)	26(17.2)	151(100)	3.3
11 河州石川郡山城村(嘉永5) 1852	232(89.6)	15(5.8)	12(4.6)	259(100)	3.9
12 摂州武庫郡上瓦林村(寛文13) 1673	217(83.8)	9(3.5)	33(12.7)	259(100)	6.5
13 丹後国加佐郡北原村(文化14) 1817	202(95.3)	10(4.7)	0(0)	212(100)	4.1
〃 〃 (安政3) 1856	229(94.6)	13(5.4)	0(0)	242(100)	4.7
〃 〃 (明治5) 1872	258(93.5)	18(6.5)	0(0)	276(100)	5.6

備考 Aは直系親属, Bは傍系親属, Cは下男, 下女,
従属農民, 奉公出稼人等非血縁者数を示す。

を知りうる。しかし、このような居住の分離がありながらも公簿上では複数家族が一個の家族として取扱われているのは、事実的な社会関係においてはなお生活の共同と家族的統一が力を弱めつつも存在したことを示すものであろう。⁵⁾ しかし、八手村の場合、第1表のしめすように天和2年と7年後の元禄2年の間に拡大家族の比率は激減しており、この短期間に有配偶傍系親属の分家独立、本百姓経営への転換が進行したことを明らかにしている。したがって、これらの諸村は、家族構成における体制的变化の過渡的段階にあることを推定せしめる。

つぎに後進地域の後期の特徴として、江戸末期における辰ノ口村、その他の諸村にみられるように、先進地域に比して有配偶傍系親属の包容率が若干高いことが注目される。江戸後期の先進地域諸村では、すでに直系親属への縮約が顕著であ

り、直系家族の常態化を明確に示すが、後進地域においては、より後期に至るまで複雑な構成が残存する。この傾向は、一般に後進地域のそれも大高持農民において著しいが、辰ノ口村では、むしろ中間層において出現頻度が高い(後述)。江戸後期におけるこのような現象は、非血縁者も含めて各層の労働力編成ないし家業経営の事情に左右されるからであり、傍系の同居を必要とする条件が変化すれば、離脱・分解しうる性格をもつ。したがって、この時期にみられる拡大家族は、その家族結合の原理が、複合家族体制下におけるそれとは基本的に異なるものとみななければならない。また、両地域において、江戸期を通じて夫婦家族が全体のほぼ半数乃至それ以上を占める事実も同様の脈絡において理解する必要がある。これは、家族の周期的形態変化の過程との関連において理解されるべき問題であるが、この場合も家族

第2表—b 統柄別家族数比較

	A	A+B	A+B+C	計
	戸	戸	戸	戸
1 豊後国速見郡由布院19ヶ村 (慶長14) 1609	95 (37.3)	3 (1.2)	157 (61.5)	255 (100)
2 肥後国合志郡竹迫組8ヶ村 (寛永10) 1633	17 (13.4)	3 (5.3)	107 (84.2)	127 (100)
3 〃 平川組10ヶ村 (〃) 〃	36 (24.0)	8 (2.5)	106 (70.7)	150 (100)
4 豆州内浦長浜村 (正保2) 1645	22 (61.1)	3 (8.3)	11 (30.6)	36 (100)
5 越後国魚沼郡堀内村 (貞享4) 1637	39 (48.2)	27 (33.3)	15 (18.5)	81 (100)
6 〃 下美守郷23ヶ村 (延宝7) 1679	161 (61.2)	85 (32.3)	17 (6.5)	263 (100)
7 甲州北都留郡大外垣村 (享保4) 1719	14 (37.9)	13 (35.1)	10 (27.0)	37 (100)
8 〃 秋山一古沢村 (宝暦8) 1758	65 (67.0)	25 (25.8)	7 (7.2)	97 (100)
9 武蔵国荏原郡衾村 (慶応3) 1867	48 (98.0)	1 (2.0)	0 (0)	49 (100)
10 信州下伊那郡小野村 (明治2) 1869	67 (69.9)	36 (32.7)	7 (6.4)	110 (100)
11 越後国頸城郡大越村 (明治3) 1870	18 (69.3)	3 (11.5)	5 (19.2)	26 (100)
12 摂州武庫郡上瓦林村 (寛文13) 1673	24 (60.0)	5 (12.5)	11 (27.5)	40 (100)
13 〃 八部郡花熊村 (明治4) 1767	67 (85.9)	11 (14.1)	0 (0)	78 (100)
〃 〃 (天保2) 1831	44 (72.1)	13 (21.3)	4 (6.6)	61 (100)
〃 〃 (弘化3) 1846	51 (79.7)	7 (10.9)	6 (9.4)	64 (100)
〃 〃 (慶応2) 1866	38 (64.4)	18 (30.5)	3 (5.1)	59 (100)
14 〃 兎原郡三条村 (寛政2) 1790	36 (83.7)	6 (14.0)	1 (2.3)	43 (100)
15 河州丹北郡松原之内新堂 (寛政10) 1798	59 (59.0)	23 (23.0)	18 (18.0)	100 (100)
16 〃 若江郡菱江村 (文化10) 1813	145 (79.7)	29 (15.9)	8 (4.4)	182 (100)
17 摂州嶋下郡東蔵垣内村 (天保15) 1844	16 (61.5)	10 (38.5)	0 (0)	26 (100)
18 河州石川郡山城村 (嘉永5) 1852	51 (77.2)	10 (15.2)	5 (7.6)	66 (100)
19 丹後加佐郡北原村 (文化14) 1817	44 (84.6)	8 (15.4)	0 (0)	52 (100)
〃 〃 (安政3) 1856	43 (81.1)	10 (18.9)	0 (0)	53 (100)
〃 〃 (明治5) 1872	37 (75.5)	12 (24.5)	0 (0)	49 (100)

形態の類別が直ちに家族の制度的規定と一致するものではないことを明らかにしている。

以上の後進地域村落と比較して、近江国中野村における複合家族分解はより早期にはじまる。この地方は製茶業を中心とする商業的農業によって早くから発展的であり、すでに近世初期において多数の独立自営小農民が存在したが、慶長から万治一寛文期に大高持層の分家創出が大量に行なわれ、若干残存した拡大家族はほぼ完全に消滅し、夫婦家族と世代家族の比率が急激に上昇する。⁹⁾ 河内碓井村では、すでに寛永期に直系親属単位の家族形態の常態化がみられるが、他の村落においてもこの過程はかなり早期より進行したものと推測される。

ところで、農村家族は一つの生活共同体として経営の単位をなす。したがって家業経営における労働力編成の性格を明らかにすることは、その地

域の生産力の発展とも関連して当時の家のもつ性格を把握するためには不可欠である。そこで、家族員に包摂されるものの統柄構成、員数その他非血縁者の包容力を明らかにするために戸主との統柄別家族員数比較を表示した(第2表—a)。なお年代と地域の分布が適切ではないので、その欠を補うため家族数比較もあわせて表示した(第2表—b)¹⁰⁾。

両地域を比較して、まず、江戸時代を通じて家族規模は後進地域において大きいこと、時代の下降とともに小家族への縮少傾向をしめすが、江戸末期においてもなお両地域の格差の顕著な点が注目される。この事実はもちろん農民の家族員保有力の差異を示すものであるが、それはまた労働力編成における差異でもある。そこで統柄構成からこの点を究めてみよう。近世初頭の農業経営が隸農主賦役農業の立前から、下人労働の利用を特色

としており、したがって、とくに後進地域では傍系血族や下人・従属農民をふくむ家族が広範に存在することが指摘されているが、¹¹⁾江戸初期に関しては、先進地域においても同様の傾向を認めることができる。しかし、河内国太田村、更池村のように傍系親属の包容率に比して非血縁者のそれが高いことは、両地域における労働力編成の相違乃至複合家族解体の進度の差異を示すものであろう。それでも、先進地域においては時代の下降とともに血縁家族員とくに直系親属を中心とする労働力編成への志向を顕著に示している。先進地域の太田村では、寛文期にこの過程が明らかになるが、上瓦林村ではより早期に完了し、すでに寛文1年には傍系親属は殆んど問題にならない程度に少なく、下人の包容率も低くなる。しかし後進地域においては、大越村のように、この過程はかなり緩慢であり、とくに非血縁者の包摂率の依然高いことが注目される。

3

以上のように、江戸時代の農民の家族構成は、時代の下降とともに直系親属を核とする単純化の傾向を示しつつも、その間に、社会・経済的發展に応じて地域差の存在することが明らかにされた。一般に後進地域においては複雑な構成形態を多く残存せしめるのに対し、先進地域においてはより早期に形態の同質的な縮小、直系家族の常態化を明らかにする。ところで、このような家族の存在形態の差異は、村落の社会構造の特質、その歴史的展開の様相、一般に社会・経済的条件の差異と関係している。換言すれば、農民の家族構成は両者の機能的な連関のなかでその社会への同調のメカニズムを明らかにする。このような家族の動態をみうしなわないためには、よりインテンシブな両者の相互関係の追求が必要であろう。そこで比較事例として信濃国小県郡辰ノ口村¹²⁾と丹後国加佐郡北原村を選定した。比較のためのサンプルとしては、代表性に乏しいが、他に適切な手持資料がないため取上げることにした。

まず、両村の歴史的発展の概要をあきらかにすることによって、その社会構造の差異を明確にす

第3表 土地所有規模別階層（辰ノ口村）

	享保 20年	宝暦 8年	天明 2年	文政 4年	弘化 5年	明治 3年
20石以上	1	1				1
20～10	1	4	5	4	2	3
10～5	5	4	6	6	5	5
5～1	33	37	52	51	55	50
1石未満	26	31	29	23	22	22
不詳	18		2	9		2
合計	84	77	94	93	84	83

備考 清水盛光編、近世後進地域の農村構造、69頁第28表より作成。

る。

辰ノ口村の開発は古く中世を通じて依田荘の一部に属し内村と称した。寛永7年内村5ヶ村の分立により辰ノ口村が誕生し近世村落への転換がなされた。村高では元和9年203.957石、寛文10年には260.434石、その後安永6年に267.872石に増加し明治に至る。したがって村落としての発展はほぼ寛文期に完了したものと推定される。その後元禄一享保期に検地帳名請人の総数において75人から106人への増加がみられ、この時期に従来の無高層が零細であるにせよ高所持農民に上昇し、抱百姓の自立化が進行する。その後の村落構造の展開を階層別にみると（第3表）5石～1石層が圧倒的に多く、次いで1石未満層が占め、全体としてかなりの零細高所持層が存在するが、他方10石以上の大高持層が若干存在する点にも注目したい。戸口は（第1表）享保一宝暦期に激減し宝暦一天明期に回復するが以後は漸減傾向を示す。

これに対して、北原村は対照的な構造を示している。江戸中期の史料に欠けるため、この時期の家族構成、村落の発展について詳細は不明であるが、辰ノ口村に比して村高における差異は顕著である。慶長7年検地帳に43.370石とあり元和1年69.838石に増加し¹³⁾以後明治に至るまでみるべき変化はない。したがって村落の発展は寛文一元和期で一応その限界に達し、以後停滞的な状態を継続したものと考えられる。さらに階層の推移をみると（第4表）宝永2年より享保20年にかけて名請人総数が47人より52人に増加し、1石未満において著しい増加がみられる。このことは、単に2石～1石層の分解のみではなく、零細高所持者が

第4表 土地所有規模別階層（北原村）

	宝永2	享保20	宝暦9	安永2	文久2	明治4
5石以上		1	4	2	2	1
5石～4石	3	1		1	2	3
4石～3石		5	2	3	1	1
3石～2石	6	3	7	5	8	8
2石～1石	20	14	9	12	14	14
1石以下	17	26	28	29	23	24
不詳	1	2	1			
合計	47	52	51	52	50	51

備考 各年次北原村名寄帳より作成。

増加し、従来の無高層が高所持農民に上昇したことを示すものであろう。したがって、北原村における土地保有の細分化はこの時期を劃期としてさらに進行したといえる。またその後の名請人数に大きな変化はなく、戸数の推移からみてもこの時期までに基幹家系からの村内分家派出も完了し、近世村落体制の基盤をほぼ整備したとみてよい。

さらに持高の零細性は辰ノ口村と比較して一層顕著である。名請高では2石以下層が圧倒的に多く5石以上層は僅少である。その中でも、享保20年久右衛門家の8.598石が最高であり、他はすべて6石未満である。これは狭隘な土地条件に規定された結果であろうが、土地保有規模における零細高持層の並立は辰ノ口村との著しい対照性を示す。その後の階層別の動向は以下のようなものである。享保～宝暦期には4石～3石層の一部上昇の結果5石以上層の増加が顕著である。また2石～1石層の分解もみられ、その結果1石未満層が更に増加し両極分解への志向を示す。宝暦～安永期には5石以上層の減少と2石未満層が増加し、全体として零細化の傾向を示すが、安永～文久期には1石未満層が上昇し中間層の増加傾向を示す。このことは天明4年「諸色指出帳」に百姓21戸、水呑29戸の記載があり、文化14年宗門改帳では、百姓28戸水呑23戸に変化することからも明らかであるが、全体としては2石未満層が全戸の3分の2以上を占め、土地所有の細分化と零細土地保有層の圧倒的に多いことが知られる。戸口は、天明4年49戸（諸色指出帳）それ以後は第1表にみられるように顕著な変化はなく、ほぼ50戸前後をつづけている。

ところで、天明4年「諸色指出帳」はこの村の農業生産の一面にふれている。副産業としては半紙、真綿、大豆、麻の産物がみえ、その他に山手運上のあるところから山仕事も重要であったと思われる。明治7年「地誌編輯書上帳」では、漆代金2円、串柿100束、蠟実30貫目、桐実32石、半紙1800束、炭400俵、蠟75貫とあり、明治16年「地誌編輯一村景状」には、その他に繭75貫の記載がみえるところから、このような商業的農産物がある程度零細な生活条件を補ったものと思われる。なかでも天明4年の指出帳には「御年貢米 当村百姓紙座二而先々御代々年々冬十月月来ル三四月迄半紙半切寿キ立御上納指継被下置米申候也」とあり、半紙の代納がみとめられていることから、副産業に占める半紙生産の比重はかなり高かったものと推定される。また真綿に対して百姓納の運上があったが養蚕業もこの地方の一般的傾向からみて重要であったと思われる。

これに対して辰ノ口村は副産業の点でも対照的である。享保3年の明細帳には、山稼、木綿布（着用程度）とあり、安永6年に冬奉公の出稼ぎの記載がはじめて出るが、その他みるべきものはない。酒株をもつ家があったが安永年間に造酒が行なわれたのみで休株の状態がつづく。この部落が何故このような停滞性を示すかは詳かでないが、一つには、当村の有力家源五右衛門家が定名主、問屋の役儀にあって、周辺の他村にみられるような蚕糸業等に参加する機会をもたず、そのため部落全体が商品生産への参加の機会を失ったことに原因するといわれている。

このような村落社会内における個々の農家の生産基盤の相違は、村落の社会構造を規定する基本的要因であるとともに、それはまた家族の存在形態にも規定力をもつてあろう。村高における著しい相違、零細経営農家群の多数並立する村落と相対的にはあるが大高持層の支配する村落、商品生産において停滞性をしめす村落とある程度の発展のみられる村落とでは、家族構成においても差異を示すことが予想される。そこで北原村の江戸期における家族構成を辰ノ口村と比較検討してみよう。

第5表のしめすように、1戸平均家族員は両村

第5表 年次別家族員数別家族数 (北原村, 辰ノ口村比較)

員数	享保20	宝暦8	天明2 (天明4)	文化2 (文化14)	文政4	弘化5 (安政3)	明治3 (明治5)
1人	4戸	3戸	5戸	8戸(1戸)	10戸	10戸(3戸)	4戸(1戸)
2	11	13	15	12 (7)	20	13 (3)	11 (2)
3	17	20	30	25 (11)	19	8 (6)	18 (4)
4	18	17	27	21 (17)	19	24 (15)	17 (5)
5	17	15	11	12 (6)	12	14 (11)	14 (13)
6	8	4	3	10 (7)	7	8 (9)	7 (10)
7	2		2	1 (1)	1	5 (3)	5 (8)
8	5	1		1 (2)	2	1 (2)	3 (4)
9	1	2	1			1 (1)	2 (1)
10	1	1			1		
11					1		1 (1)
12							1
13		1					
戸数合計	84	77	94(49)	90 (52)	92	84 (53)	83 (49)
一戸平均家族員数	4.3 人	4 人	3.4(4.8) 人	3.6 (4.1) 人	3.5 人	3.9 (4.6) 人	4.3 (5.6) 人

備考 1. ()内は北原村の戸数を示す。各年次、切支丹宗門並に家数人数御改帳より作成。
 2. 辰ノ口村は清水盛光編前掲書, 79頁 第33表より作成。

第6表 年次別階層別家族構成比較 (北原村・辰ノ口村本村比較)

類型	階層	年代						
		享保20	宝暦8	天明2	文化2 (文化14)	文政4	弘化5 (安政3)	明治3 (明治5)
夫婦家族	~ 5石 (10反~2反)	3	4	7		2	5 (3)	2 (9)
	5石~1石 (2反~0.5反)	18	20	31		33	34(12)	31 (8)
	1石~ (0.5反~)	20	22	23		22	20(14)	16 (3)
	不明	11				8	(1)	2 (2)
	計	52	49	61	54(34)	65	59(30)	51(22)
世代家族	~ 5石 (10反~2反)	3	4	4		7	2 (9)	5(12)
	5石~1石 (2反~0.5反)	14	13	17		15	21 (8)	18 (8)
	1石~ (0.5反~)	5	5	6		1	2 (4)	6 (3)
	不明	6		2		1	(2)	(4)
	計	28	22	29	31(18)	24	25(23)	29(27)
拡大家族	~ 5石 (10反~2反)	1	1			1		2
	5石~1石 (2反~0.5反)	1	4	4		3		1
	1石~ (0.5反~)	1	4					
	不明	1						
	計	4	9	4	5(0)	4		3
合計		84	76	94	90(52)	93	84(53)	83(49)

備考 1. ()内ノ数字ハ北原村ヲ示ス。北原村切支丹宗門並に家数人数御改帳より作成。
 2. 辰ノ口村は清水盛光編, 前掲書73頁第29表より作成。

ともに少なく, このことから江戸後期における農民家族の構成が著しく単純化していることを知りうるが, 北原村は辰ノ口村に比較して若干規模

の大きいことが注目される。辰ノ口村の天明2年の減少は年季奉公人の労働力利用から日傭又は小作経営への転換にもとづくものであるが, その後

下人が皆無になったのではないから、この村の血縁家族員の規模は若しく小さいといわねばならない。同時期の後進地域諸村との比較においてもこの点は顕著である。北原村では文化14年に若干減少し、それ以後は上向線を示し、ほぼこの時期の先進地域の水準を保っている。したがって家族員数別戸数のモードは、各年次を通じてほぼ1人乃至2人の差を示す。

これに対して家族の構成形態では逆の傾向を示す(第6表)。辰ノ口村に比して北原村では直系親属への縮約傾向が一層顕著であり、より単純化している。拡大家族はこの地域の一般的傾向として少いが、北原村では皆無である。これを階層別にみると、とくに安政3年には階層差は顕著であり世代家族は0.5反以上層に、夫婦家族は0.5反未満層に集中するが、明治5年には相関関係はみとめられない。また時代の下降とともに夫婦家族の減少、

いでもっとも多い点は注目すべきである。また1石以下層における家族構成の単純化は天明期以降とくに顕著である。

さらに、この点を戸主との続柄別人口によって比較しよう(第7表)。北原村の家族構成は辰ノ口村の宝暦7年の構成と比較して、時代はかなり下るとはいえ、傍系親属を混える度合もその親等の拡がりも弱い。しかも傍系親属の大部分は未婚の兄弟姉妹であり、若干みられる伯叔父母も単身・老令が多く鰥寡孤独、不縁等によって収容されたものと思われる。傍系親属を含む家族数も同時代の他の諸村に比して少いが(第2表-b)、年代の下降とともに同居傍系親属の増加傾向がみられる点には注目すべきである。この現象は先進地域一般にみとめられるが、農業経営上の変化の影響とみるべきではなく、むしろ領主側からの農民離村抑制政策、あるいは幕末維新における人口

第7表 年次別戸主との続柄別人口

年次	続柄	直系親属								傍系親属						非血縁家族員	総計		
		戸主	祖父母	父	母	戸主の妻	子	子の妻	孫	計	伯叔父母	兄弟	姉妹	兄弟妻	甥姪	従兄弟		計	下男 下女
北原村																			
文化 14		52	—	2	13	43	84	5	3	202	1	8	1	—	—	—	10	—	212
安政 3		53	—	2	11	40	98	12	13	229	3	4	6	—	—	—	13	—	242
明治 5		49	1	11	20	35	137	3	2	258	2	7	6	—	3	—	18	—	276
辰ノ口村																			
宝暦 7		73	—	32	53	66	7	6	237	—	8	6	3	6	1	24	23	284	

備考 1. 辰ノ口村は清水編、前掲書、48頁 第15表より作成。

世代家族の増加の傾向が顕著な点も注目される。

これに対して辰ノ口村の構成はより複雑である。家族構成員はほぼ直系親属からなり有配偶傍系親属の包摂率は概して低いが、明治期に至るまで若干の拡大家族を残す。これを階層別にみると5石以上層では時代の下降とともに夫婦家族が漸減し、代りに世代家族、拡大家族が増加しており、家族構成の複雑化の傾向を示す。このように、江戸末期において血縁家族員それも有配偶傍系親属の保有力が、上層において強かった点は北原村と対照的である。5石~1石層は、夫婦家族、世代家族の出現頻度において著しい変化はないが、年代の下降とともに拡大家族の減少が顕著である。しかし各年次とも拡大家族はこの層にお

移動の事實的抑制との関連で、次三男の独立のテンポを緩慢にした結果ではないかと推定される。¹⁴⁾

そこで、以下、このような家族構成における差異を村落の社会構造との関連において考察しよう。まず、家族規模における差異、家族包容力の強度について分析しよう。上述のように辰ノ口村は商品生産の発展において著しい停滞性を示すが、このような条件の下で、家族規模の拡大に対するもっとも容易な適応の仕方は、おそらく家族員の農業外排除であろう。未墾地開墾、集約化、既墾地買借入れ等の方法には自ら限界がある。このことは、宝暦8年において、村外奉公人は49人にのぼり総人口の17%に達し、そのうち15%までは3石

未満層に属すること、また、天明以降零細農家の他村への入作移住、都市転出が著しく増加することによっても判断しうる。これに対して北原村はより零細な規模にも拘らず、商品的農業生産物が、その種類と量において相対的にはあるが豊富であり、基幹農業外の要因による労働力摂取が旺盛であったことが推測される。

第8表 年次別階層別一戸平均家族員数(辰ノ口村本村)

	文政 4	弘化 5	明治 3
5 石 以上	4.6 ^人	3.9 ^人	7.3 ^人
1 石 ~ 5 石	3.7	4.4	4.2
1 石 未 満	2.7	2.7	3.5
持 高 不 明	3.0		3.5

備考 清水盛光, 前掲書 79頁 第33表より作成。

この点を明らかにするために家族員数の階層別分布を比較しよう。辰ノ口村では、きわめて明確な階層差すなわち持高と家族員保有力の差異がみとめられるのに対して(第8表), 北原村ではこの相関は必ずしも明確ではない(第9表)。この北原村の特徴は農家の経営構造に一因があると思われる。

第9表 年次別階層別家族員数(北原村)

年次階層	安 政 3					明 治 5				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1 人					3		1			
2 人					3			1	1	
3 人			3	1	2		1		1	
4 人	2	4	3	2	4	1		1		2
5 人		4		3	2		5	4	2	2
6 人			4	2	3	4		1	3	1
7 人		1	2			1	2	2	1	
8 人		1					1	2		
9 人		1					1			
10 人										
11 人							1			
一戸平均員数	4.0	5.8	4.9	4.8	3.5	5.8	7.2	4.2	5.0	5.8
〃	4.6					5.6				

備考 (1) 1.10反~5反 2. 5反~2反 3. 2反~1反 4. 1反~0.5反 5. 0.5反~
 (2) 安政3年には不明3, 明治5年には不明7あり。
 (3) 安政3年宗門改帳, 明治5年壬申戸籍, 安政3年高反別明細帳, 明治4年名寄帳より作成。

第10表 階層別半紙生産高(文久2年)

	~5石	5石 ~4石	4石 ~3石	3石 ~2石	2石 ~1石	1石 以下
~300匁	戸	戸	戸	戸	戸	1戸
300~200				4	4	4
200~100				3	8	3
100~			1	1	2	3
半紙生産 ナキモノ	2	2				12

備考 文久2年御年貢勘定帳より作成。

る(もっともこれのみではないが)。当時の農業経営の規模と構造を明らかにする史料に欠けるため一応の推定しか許されないが、若干の史料によって北原村の半紙生産の様態について検討する。第10表は階層別の半紙生産高を示す。この表にみられるように、半紙生産者は4石以上層には皆無、1石未満層にはほぼ半数あるが、4石~1石の中間層は全戸が生産者である。この結果と第9表の安政3年階層別一戸平均家族員数との間には、年代に6年の開きはあるが、明らかに相関関係をみとめうる。とくに5反~0.5反の中間層において一戸平均家族員数の平均値は高い。この半紙生産は明治期に入り愈々盛行する。文政3年「紙御納通」では、上半紙436束2帖10枚、次半紙350束、次半切75000枚、合計1161束2帖10枚になるが、明治7年地誌書上帳では1800束に増加する。半紙生産が冬期の、しかもかなりの労働力を必要とする事情も考慮すれば、北原村における階層別家族員数分布の特徴および辰ノ口村との比較における家族包容力の相対的な強さの一面は理解しうる。

次に両村における家族の構成形態について検討する。まず辰ノ口村に関しては、江戸中期以降のかなり詳細な資料が利用しうるので、ややたち入って家族構成の変化と村落の歴史的展開との対応をみることにする。前述のように、辰ノ口村では享保以後宝暦期にかけて戸数の減少とともに家族構成において顕著な変化がみられる(第6表)。とくに、拡大家族は享保20年の4.8%から宝暦8年には11.7%に増加する。戸口減少の原因は不明であるが、おそらく自立した抱百姓の再生産の基礎が未だ不十分であり、なんらかの機会に流出・潰滅したものであろう。この時期の拡大家族の増加は、これら不安定層のうちで、その経営を安定

させるために主家に同居することのゆるされたものが同居傍系家族として包摂されたことによるものと思われる。なお、これらの拡大家族の大部分は5石～1石層に分布しており、必ずしも大高所持農民ではない。宝暦7年の戸主との続柄別人口(第7表)は、この村の下男、下女の実数を明らかにしているが、合計23名のうち19名は10石以上の大高所持層に集中していることから、大高持農民の労働力の基幹部分が抱百姓による経営から、下男・下女の奉公人労働力による経営へ転換したことが理解される。それに対して、同居傍系家族が中層に分布するのは、これらの諸家がなお労働力として血縁傍系親属を必要としたことを示すものであろう。

ついで宝暦～天明期は、明和8年と安永6年に小規模ながら新田が開発され、小農民経営の安定期に入り、抱百姓の完全な自立性が獲得された時期である。ほんらい家族は夫婦結合を中核としてその直系親を結合した小さい生活共同体として縮約しようとする性格を集団結合自体の本質としてもつが、¹⁵⁾ 以上のような条件の変化に対応して、家族の構成形態においても直系親属への縮約が顕著になる。この時期の戸数の増加は31戸におよぶ、村内分家派出にもとづくが、そのうち24戸は傍系親分家であり、その結果拡大家族は5石～1石層に4戸残すのみで他は消滅する。

さらに、天明以降はより単純化され、拡大家族は全体として漸次減少するが、なお大高持層に若干残存する点が注目される。この時期は奉公人を基幹とする労働力編成に変化があり、奉公人雇傭戸数は全体として急激に減少し、嘉永6年には10石～20石層で2戸を残すのみとなる。大高持層においては、このような労力編成の変化に対応して所持田畠の手作地部分を縮小し、小作地化の過程が進行したものと推定せざるをえないが、その中には、完全に村方地主への転化を遂げるに至らず、所持田畠の一部を小作化し、若干の手作部分は、なお、直系および傍系(いかなる家族的地位にあったかは不明であるが)の血縁家族員による労働力編成をとる必要があったものと推定しうる。このように有配偶傍系親属も含めて血縁家族員保有力が上層において強かった点は北原村と対照的

第11表 貸付地保有者一覧(文久2年)

	請 高		貸付地 分米 高		小作 人数	借入地 分米 高	
	石斗升合勺	石斗升合勺	石斗升合勺	石斗升合勺		石斗升合勺	石斗升合勺
喜兵衛	5 0 9 0 0	5 0 0 0 0	1 3	—			
久左衛門	5 1 1 0 6	3 2 8 0 0	1 2	—			
善右衛門	4 8 3 7 6	4 6 9 0 0	1 1	—			
糸右衛門	4 3 1 9 9	1 4 0 5 0	6	—			
久右衛門	3 2 7 0 1	2 7 6 0 0	3	—			
政右衛門	2 7 0 2 4	4 0 0 0	1	—			
六兵衛	2 7 4 9 2	1 3 0 0 0	4	3 0 0 0			
新左衛門	2 4 6 7 3	8 0 0	1	3 8 0 0			
長右衛門	2 4 4 8 5	4 5 0 0	1	8 0 0 0			
藤右衛門	2 4 1 7 7	1 1 4 0 0	4	—			
清次郎	2 0 8 1 3	4 0 0 0	1	1 0 0 0			
新右衛門	1 8 6 2 1	4 4 0 0	2	8 9 0 0			
重兵衛	1 7 5 7 4	6 0 0 0	1	3 0 0 0			
治左衛門	1 3 6 7 9	8 0 0 0	1	7 5 0 0			
重左衛門	1 7 2 7 4	7 4 8 5	2	—			
勘左衛門	1 0 1 7 5	4 0 0 0	1	7 2 0 0			
由平	2 7 8 4	1 2 0 0	1	—			

備考 文久2年御年貢勘定帳より作成。

である。

北原村に関しては、江戸中期の宗門帳が残存しないためこの時期の家族構成の実態は不明であるが、名寄帳の請高にみられるように、きわだった大高持百姓は存在しなかったから、家族構成はすでにかなり早期よりよほど単純化していたものと考えられる。時期を後期に限定すれば、上述のように辰ノ口村に比して家族構成の単純化は顕著であるが、とくに辰ノ口村の大高持層と比較して北原村の上層農民の家族構成はその単純化と家族包容力の弱さにおいて差異が著しい。これは持高の零細性と寄生地主化の結果であるとみてよい。文久2年「御年貢勘定帳」は不十分ながら当時の農業経営の様態を明らかにしている(第11表)。小作料率が不明なので小作地率は明らかでないが、請高、貸付地分米高、借入地分米高の比率から判断して、請高4石以上層の寄生地主化の実態をほぼうかがうことができよう。おそらく、所持田畠の一部を小作地化し、若干の手作部分は直系親属を中心とする労働力編成をとっていたものとみて誤りはないであろう。経営規模が零細であること、さらに半紙生産のような商品生産への参加がなかったため、辰ノ口村にみられるような傍系家族員の

労働力までも必要とはしなかったのであろう。もっとも、日傭農業労働雇傭を考慮する必要はあるが、その経営規模からみて、直系の血縁家族労働力で自己経営は充分になりたつたはずである。

以上、宗門帳の比較分析をつうじて、江戸時代の農民の家族構成の歴史的变化に関する比較研究を行なった。その結果、まず第一に江戸期の後進地域と先進地域における家族構成の歴史的变化の過程の一般的な相違が明らかにされた。さらに、第二に村落構造と家族構成の対応関係にかなり顕著な差異がみとめられた。村高が著しく低く零細経営農家群が並立するが、商品生産においてある程度の展開をしめす村落では、家族包容力の強さにもかかわらず構成の内部的形態はより単純化されること、他方村高が高く大高持百姓が存在するが、商品生産において停滞性をしめす村落では、家族構成の内部的形態の複雑性にもかかわらず家族包容力はより弱いことをしめした。したがって、第三に家族の村落構造に対する適応のメカニズムにも、自ら差異がみとめられた。ここでは、とくに、それぞれの家のもつ労働編成が農業経営の規模と構造に適応する過程の相違が明らかにされた。

もっとも家族が基礎的集団として人々の基本的要求を充足するものである限り、以上に示されたような経営的諸条件からの分析のみでは不充分であろう。しかし、家族の生活共同体としての側面は、村落の社会構造と深いかわりをもつことも事実である。また、比較事例として取上げられた村落は必ずしも標準型ではなく、同一地域においても多様な条件の差異があり、早急な一般化はさけるべきであろう。したがって農家族の動態に関する類型化の試みも、その前提として、このような比較分析の蓄積を必要とすることはいうまでもない。さいごに、以上のような家族の構成形態の分析は、単にそれのみに止まらず、その内部的な権威構造、役割構造等一般に江戸期における農民の家族構造や機能の分析に対しても客観的な基準を与えるものとして重要であることを附言しておく。

註 1) G. C. Homans は、中世イングランドの封建社会の分析において、社会学から歴史への接近方法として比較分析にもとづく類型化のもつ意味を明らかにしたが、ここでは、彼の方法を念頭においている。

G. C. Homans, *The Rural Sociology of Medieval England, Past and Present*, No. 4, 1953, pp. 32-43.

- 2) 小山隆, 家族形態の周期的変化, 喜多野清一, 岡田謙編, 家一その構造分析一, 83頁。
- 3) 森岡清美, 家族の構造と機能, 講座社会学, 第4巻, 26~31頁。
- 4) 大竹秀男, 封建社会の農民家族, 248頁。
- 5) 1. 3. 4. は古島敏雄, 近世日本農業の構造, 上巻, 106頁 第15表,
5. 6. は喜多野清一, 岡田謙編, 前掲書, 52~53頁 第5表, 第6表,
7. は豆州内浦長浜村家別人別改帳. 豆州内浦漁民史料, 上巻, 89~99頁,
8. は清水盛光, 前田正治編, 近世後進地域の農村構造, 京都大学人文科学研究所調査報告第19号, 73頁 第29表,
2. 9. 10. 11. 16. 18. 19. は戸田貞三, 宗門帳に於て観られる家族構成員, 家族と村落, 第1輯 53~82頁,
12. は山本登, 戸籍を通じてみた家族の研究, 福島正夫編, 戸籍制度と「家」制度, 416頁 第5表(1), (2),
13. は河州古市郡之内碓井村人数之帳. 寛永21年. 宮川満, 太閤検地論, 第Ⅲ部 301~308頁,
14. は宮川満, 太閤検地論, 第Ⅱ部, 149頁 第22表,
15. は大竹秀男, 前掲書, 259頁 第73表,
17. は河州石川郡山城村宗門御改請印帳, 河内石川村学術調査報告一近世村落資料一, 12~30頁,
20. は丹後加佐郡北原村切支丹宗門並に家数人数御改帳, (北原区有文書)
より, それぞれ作成した。
- 6) 古島敏雄, 前掲書, 上巻, 107~116頁。
- 7) 大竹秀男, 前掲書, 167頁。
- 8) 喜多野清一, 江戸中期甲州山村の家族構成, 喜多野, 岡田編, 前掲書, 54~55頁。
- 9) 宮川満, 太閤検地論, 第Ⅱ部, 149頁。
- 10) (第2表-a)
7. 8. は北島正元, 江戸時代の農民の「家」, 日本法社会学会編, 家制度の研究, (上)61~62頁D表, 63頁 E表,
9. は池田敬正, 近世前期の畿内村落と農家族の発展, ヒストリア, 第12号, 64頁 第4表,
10. は高尾一彦, 元禄時代における畿内村落の発展, 日本史研究, 20号, 15頁 第9表。
(第2表-b)
1. 2. 3. 5. 10. 13. 14. 15. 16. 17. は, 大竹, 前掲書, 251頁 第65表, 254頁 第68表, 256頁 第70表, 261頁 第75表, 261頁 第76表,
11. は北島, 前掲論文, 56頁 B表,

より、それぞれ作成した。なおすでに註5に註記したものは省略した。

- 11) 古島敏雄，家族形態と農業の発達，11頁。
- 12) 辰ノ口村に関する資料はすべて清水盛光，前日正治編，近世後進地域の農村構造，京都大学人文科学研究所調査報告第19号より引用，作成した。
- 13) 丹後郷土史料集，第二輯，639頁。
- 14) 大竹，前掲書，264頁。
- 15) 喜多野清一，同族組織と封建遺制，日本人文科

学会編，封建遺制，180頁。

附記。本稿で取扱った比較事例のうち、北原村に関する分析は、関西学院大学明治研究研究助成金によって、余田博通教授を中心として行なわれている「明治期における村落社会の研究」の調査にもとづくものである。まとめるにあたって、余田教授および文学部の藤木喜一郎教授から種々の御教示を得た。記して感謝の意を表する。